

平成30年4月27日（金）13時00分～

交通政策審議会海事分科会第100回船員部会

【長岡労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第100回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の長岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

議事に入る前に、事務局を務めさせていただいている海事局に4月1日付で異動がございましたので、紹介させていただきます。

高田海事政策推進調整官でございます。

【高田海事政策推進調整官】 高田でございます。

【長岡労働環境技術活用推進官】 雇用対策室長の風巻の後任として、細田雇用対策室長でございます。

【細田雇用対策室長】 細田です。よろしくお願いいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、議事次第、配布資料一覧、その次からが議題の資料となります。資料の番号は、縦置き資料の右上に、横置き資料は横置きに見て右上に記載してございます。

まず資料1としまして、諮問文、諮問第302号「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則等の一部を改正する省令案について」、こちらが別紙と合わせ3枚、その概要としまして、資料1-2が1枚、資料1-3として、「船員法施行規則等の一部を改正する省令案について」という横置き資料が4枚ついてございます。

次に、資料2として、諮問文、諮問第303号「船員派遣事業の許可について」、こちらが2枚、その参考資料として、資料2-2が4枚、これは委員限りの資料となっております。次に、資料3としまして、諮問文、諮問第304号「無料の船員職業紹介事業の許可について」、こちらが2枚、その参考資料として、資料3-2が4枚、こちらは委員限りとなります。また、席上には議題以外の資料としまして、タイトルが「女性船員の活躍促進

に向けた女性の視点による提案（概要）」という横置き資料が3枚、「第1回～第99回の船員部会の概要」という横置き資料が1枚、配布してございます。

資料は以上でございます。行き届いておりますでしょうか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、記念すべき第100回の船員部会の議事を進めてまいりたいと存じます。まず、議題1の海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴う船員法施行規則等の一部を改正する省令案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 それでは、第1の議題ということで、省令の改正になりますが、よろしくお願ひします。資料1-3、横紙でポンチ絵でイラストで描かれているものでございますが、こちらで今般の省令のご説明をさせていただこうと思います。資料1-3、「船員法施行規則等の一部を改正する省令案について」をお開きください。

それでは、1ページ目からご説明いたします。まず1ページ目に船員の資格の創設等と紫でヘッダーがある資料がありますが、こちらは昨年成立して公布された海上運送法及び船員法の一部を改正する法律に基づく省令ということでございます。この際の改正の内容としましては、MLC条約、船員の雇用条件等に関する国際的な基準と、STCW条約、こちらは船員の訓練要件等に関する国際的な基準を、それぞれ条約がございまして、こちらに基づいて国内法を改正したというものでございました。

この改正内容のうち、まず左側のMLCなんですけれども、今般の省令の対象となるのは有効期間の延長ということで、海上労働証書——MLC証書と呼ばれるようなものですが、こちらは現在5年間の有効期間を、検査の結果、証書の交付を受けることができる船舶であって、従前の証書の有効期間の満了までに証書の交付を受けることができなかつたものについて、5カ月間延長できるというところが条約で固まりましたので、法改正をしているところでございます。

また、STCW条約の改正内容、右側のところですが、こちらは右下のところ、極水域を航行する船舶に乗り組む船員の資格に必要な資格の新設といったところもあわせて条約で改正がなされて、国内法でも取り入れたところです。今般、このあたりについての具体的なところについて省令で書いているというものでございます。

次のページがスケジュールということでございまして、上側、STCW条約に関して、

極海を航行する船舶の関係、ここでいうと、「ポーラーコード改正を受けたSTCW条約の改正」とございますが、これが今年の7月1日に発効、あわせて国内法も施行する予定でございます。

また、下側の海上労働条約のところ、MLC証書の5カ月延長のところ、「有効期間延長」と赤字でございますが、これが来年の平成31年1月8日に発効、あわせて国内法も施行される予定でございます。このための省令改正ということでもあります。

具体的内容に移りまして、次のページをお開きください。省令改正(案)の概要〔その1〕とございます。まず①は、特定海域の指定ということで、今般、特定海域、具体的にどういった海域を航海するときに当該資格が必要になるかというところを定めてまいりますが、こちらはSOLAS条約に定める海域と同一で、国内法での海防法に定めてある海域と同じなのですが、北極海域と南極海域に対して、このような図のとおり海域というところで定めることとしております。

また、具体的にどのような者を乗せなくてはいけないかという乗組み基準につきまして、②番となりますが、こちらは大きく分けまして、(1)が、条約締約国が発給した条約に適合する資格証書(甲種)を有する者、すなわち水先人等の配乗がない場合と、次のページに(2)がございまして、そういった水先人等の配乗がある場合と、それぞれ大きく分かれてまいります。

(1)の配乗がない場合というところで見ますと、ここもまたさらに3パターンに分かれてまいりまして、簡単に申し上げますと、海氷の状態によって対応は変わってまいります。海氷及び陸氷が存在しない特定海域については、そもそもこういった資格を有する者の資格が必要なしとなってまいります。また、海氷の密接度が10分の1未満である特定海域ということで、右側の図で言えば、赤い点線の上の部分です。10分の1未満である場合には、船長や一等航海士や乙種、すなわち初級の資格が、甲板部の当直を行う職員についても初級の資格が必要となります。それ以外の海域、すなわちこの赤い点線より下の密接度が高いエリアにつきましては、船長及び一等航海士については、甲種、すなわち上級の資格、甲板部の当直を行う職員については、初級の資格が求められてまいります。

次のページに移りまして、(2)番の配乗がある場合なんですけれども、こちらは、海氷及び陸氷が存在しない特定海域については、やはり資格は必要ございません。それ以外の特定海域については、船長及び一等航海士、甲板部、いずれも乙種の初級の資格で乗り組みが求められるというところがございます。

では、具体的にこれらの資格を有する人がどんな職務を行うのかというところが③番にございまして、上級、すなわち甲種特定海域運航責任者につきましては、このような極海を航行する際の指揮監督全般を行うということ、また海象・気象の把握や安全な航海計画の監督といったことを担うこととされております。一方、乙種のほうにつきましては、特定海域、すなわち極海を航行する際の位置・進路・速力の把握とか、気象・海象の把握に加えまして、航海計画の作成といったところも職務として考えられているところでございます。

次のページに移りまして、④番、ページのヘッダーでありますと、省令改正（案）の概要〔その3〕というところがございますが、特定海域運航責任者の認定等というところで、こちらが具体的な認定基準について規定させていただこうというところがございます。甲種のほうにつきましては、1つ目に乙種の資格を持っていること、認定を受けていること、また特定海域を航行する船舶において、船長や甲板部の職員として2カ月の乗船履歴を持っていること、そして登録講習課程を修了していることが求められます。一方、乙種のほうにつきましては、こちらは国交大臣が定める基準に適合する講習の修了というところで資格の認定がなされるとされております。

次に、特定海域運航責任者の認定の有効期間は5年間ということになりまして、更新の際には、国交大臣が定める基準に適合する講習の修了、または特定海域を航行する船舶において、船長等として2カ月の乗船履歴が求められます。一方、乙種のほうの更新の認定基準は、やはり講習の修了または極海を航行する船舶においての2カ月の乗船履歴といったものが求められます。

次のページ、省令改正（案）の概要〔その4〕というところに移りまして、ここでは登録講習、特定海域運航責任者の資格取得に必要な講習の内容について定めることになっておりまして、甲種のほうは、こちらに記載されているような航海計画及び報告、船舶設備の使用限度、特定海域における安全等について、計21時間の講習を行うことということ由省令で定めることとなります。なお、乙種のほうにつきましては、告示で定める予定でございまして。

また、特定海域航行に係る航海日誌への記載などということで、下に黄色のところ書かれておりますが、こちらは、そもそもちょっと特定海域の海水とかの状況によって必要な資格も変わってくるので、それを担保するための措置としまして、航海日誌に、特定海域に入域したときとか、あるいは海水等の状況が変化した際に記載させることでそこを担

保したいと考えております。

最後のページ、省令改正（案）の概要〔その5〕をごらんください。こちらはその他の改正ということで、船員労働安全衛生規則について、こちらはいわゆるハネ改正ということで、今般、船員法施行規則の改正が行われることによって文言の微修正がございましたので、その対応があります。また、船員の労働条件等の検査等に関する規則というところで、ここが冒頭で説明したMLCの証書の5カ月間延長の部分でして、もともと法律でどのような場合に5カ月間延長できるのかを省令に書くことになっておりましたので、その海上労働証書の交付を受けることが困難である場合に従前の証書の期間を5カ月間延長できるということを規定したいと考えております。

以上、駆け足でございましたが、省令の概要でございました。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

松浦委員。

【松浦臨時委員】 ありがとうございます。今の説明の中で、④のところ。⑥の省令の部分での登録講習のほうは詳細がこう書かれているのですが、④で、先ほど乙種の部分については告示でというお話があったのですが、この適合講習の中身をわかれば教えていただけませんかでしょうか。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 お答えいたします。告示のほうで定めることとなっているのが、運航海域、すなわちこの特定海域での氷が発生する海域とか、氷の特性の基本知識とか、あるいは船舶の性能に関すること、また運航や操船能力の基本知識などに定める予定となっております、時間につきましては甲種と同じく21時間を予定しております。

【野川部会長】 ほかに。立川委員、何か。

【立川臨時委員】 今の質問に関連して、趣旨は同じだったのですが、これは何ゆえ甲種は省令で乙種は告示ということになるのですか。一律の問題ではいけないんですか。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 従来より、こちらの省令とか告示はどこでどういったものを定めるかというのは、船員法の中での体系とか、これまでの例えば危険物取扱責任者とか、幾つか資格に関するものがあるのですが、いわゆる法制的な横並びというところで分けているというところがございます、ちょっとそれ以上でもそれ以下でもない

というのがご説明でございます。

【野川部会長】 ほかに。長岡委員。

【長岡臨時委員】 お伺いしたいんですけれども、今のところと同じ場所で、〔その3〕の④の講習課程についてなんですけれども、講習の開催の予定とか、ある程度決まっているのであれば、ご開示いただければと思うんですけれども。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 こちら、講習につきましては、今、海技教育機構のほうで進めているというものがございまして、初級、すなわち乙種のほうにつきましては、2月より開講いたしておりまして、今後も順次開催する予定ということでございます。上級のほうにつきましても、今、開講に向けて準備を進めているところでございますので、また近日中にご説明ができればと思っております。

【野川部会長】 どうぞ。

【長岡臨時委員】 ありがとうございます。漁業界にも少なからず該当する者がいると承知しておりまして、ただ何分、該当する漁船に関しましては、長期の航海計画をかなり以前からつくらせていただきますし、遠洋ということもありますので、その講習の機会がある程度限られるということもございますので、その辺のところをもう考慮していただいているとは思いますが、その辺の事情をやわらかく運用していただいて、時期とかについてご配慮いただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 ご意見は承りました。これまでも、水産庁様はもちろんのこと、大日本水産会様のほうともいろいろ調整させていただいております。今後もそういう状況とか、現場の状況とかを踏まえまして、いろいろと準備を進めたりとか、意見交換を図っていきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他、もしお気づきの点がございましたら、今後も事務局までお伝えいただければと存じます。そして、それについては、次回、事務局からまたご報告をいただくようにしたいと存じます。

それでは、次の議題に移ります。議題2の船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがございますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定

により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日、意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、次に議題3、無料の船員職業紹介事業の許可について、事務局からご説明をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日、意見を求められましたこの諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する無料の船員職業紹介事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

これで本日の予定された議事は終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。
はい。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 事務局からちょっと1点、ご紹介とご報告をさせていただきたいんですけども、女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会というものをこれまで開いてまいりまして、その提案が取りまとまったので、そのご紹介ということでございます。

資料の中に当該提案(概要)というポンチ絵が入っているのですが、そちらをごらんいただけますでしょうか。1枚めくっていただくと、女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による提案の概要(その1)というものがございます。先に検討会の概要を説明したほうがよいかと思ひまして、一番最後のページをごらんいただけますでしょうか。

当該検討会なんですけれども、こちらは昨年6月に第1回目を開催して、先月3月26日に提案の取りまとめを行ったものでして、なぜこのような検討会を立ち上げたのかというところで、海運業における女性船員の比率はわずか2%にとどまっており、女性船員の就労、そして活躍促進が求められるのではないかとということで、委員全員が女性の方になるのですけれども、女性の視点により、船員や船員になろうとする方、そして事業者それぞれの立場から課題を整理しまして、有識者の先生からもご意見をいただきまして、これまで意見を整理してきたところでございます。

この場でどういったご意見が出たかとか、課題があったかというところで簡単にご説明いたしますと、その1というところで現状からご説明いたします。1枚目になるのですけれども、まずこちらはそもそもなぜ女性船員の活躍促進が進んでいないのかというところなんです、こちらは女性船員の雇用に対する考えをまとめたものでございまして、三百二十数社からアンケートで意見をいただいたものでございます。

まず、事業者の79.9%が女性船員の雇用経験がなく、66.7%が雇用に対しても否定的であったと。ではなぜかというところを申し上げますと、真ん中のところの棒グラフになるのですが、設備面・心理面双方での配慮の負担が重いということが挙げられました。設備面というのは、例えば浴室とかトイレを男女別にする必要があるのではないかとか、心理面といいますのは、例えば、当然男性船員も多数おりますので、セクハラ等の問題が発生しないかとか、そういった心配を挙げる声が多かったということでございます。

一方、検討会の中では、女性船員の対応については、合理的な配慮がなされればよく、過度の対応は不要ではないかというところで、例えばトイレとかお風呂も、時間ごとに分ければ、それで足りるのではないかとか、船内秩序の面でも特段問題は生じていないということで、逆に女性船員を雇った結果、男性船員の身だしなみがよくなったとか、そんな声も聞かれて、すなわち、ちょっと事業者の方が女性船員の雇用に際して、かなりセンシティブになっているのではないかと、意識のギャップがあるのではないかとか、そのような意見が出されておりました。

一方、そういった中で、そのギャップを埋めていくには、事業者がいろいろなところで女性船員の声を聞く機会が必要ではないかというところがあるのですけれども、一番右側のグラフにあるとおり、なかなかそういった女性船員から助言を得る機会がないと、実情が十分に伝わっていないのではないかとこのところが課題として挙げられました。

次のページに移っていただきまして、一方で、船員教育機関というところで、JMET

Sとか商船大の女子学生に対する意識調査ということもあわせて行いまして、何が課題かというところで調査を行ったところなんですけれども、結果として、就職活動で困っていることとしては、やはり採用してくれる船社が少ないとか、欲しい情報が入手しづらい、例えばこの会社はこれまで女性船員の採用実績はあるのかとか、育休や産休制度の使い勝手はどうかとか、そういった情報が足りないというところを就職に際しての困った点として挙げておられました。

また、体力面の問題とか、結婚・出産後も仕事を続けられるのかというところも、仕事を続けていく上で心配な点として挙げられたところがございます。

そして、女性が船員として就職し、働き続けられる環境を構築するためにどういったものが必要かというところもあわせて伺ったのですけれども、ライフステージの変化、すなわち産休とか育休とかをとられる、結婚・出産などを経ていろいろライフステージも変化していくのですけれども、そういうものに対応した出産後の職場復帰のサポートとか、そういうものの充実を求める回答が多数を占めていたところがございます。

次のページに移りまして、提案の概要（その3）なんですけれども、そういった課題を踏まえて何ができるかというところを大きく分けて3つの観点から検討会で提案をいただいたところがございます。

1番目、オレンジの部分なんですけれども、その事業者の意識を変えるための情報の発信というところで、女性船員の活躍促進に向けた取り組みを実際に行っていて、そして成功事例とかも幾つかありますので、そういったものを例えば講演会とかウェブサイトとか、あるいは冊子の作成といったところで周知していくことが必要ではないかというところがございます。

また、緑色の部分なんですけど、同じように、女性船員あるいは船員になろうとする女子学生の方々に対しても情報を発信するというところで、事業者による成功事例とか、実際に活躍されている方の事例などを発信したり、あるいは船員協議会におきましても男女共同参画に関する周知を行ったり、発信の仕方としては、講演会とかウェブサイトとか冊子など、いろいろな形がございます。

関連してなんですけれども、海事局でも4月9日に「輝け！フネージョ」プロジェクトというものを始めまして、こちらは船員だけではなく、造船業も含むのですけれども、海事産業で活躍する女性の活躍をどんどん推進していこうというところで、早速ですが、取組事例集なども、これは国のほうでプレスをしております。

最後に、青色のところなんですけれども、女性船員が働き続けられる環境の構築というところで、なかなかこれが難しい、今一番難易度が高いのかもしれませんが、例えば結婚とか出産を含むライフステージの変化に合わせて働き続けられるようにするために、例えば育休の間、乗船期間の短い会社で働いていただくこととか、あるいは陸上勤務をしていただくとか、そういったサポートが可能かとか、そういった検討とか、あるいは船内環境構築の取り組みを進めたり、あるいは結婚・出産後に再び海上勤務に戻りたいという方に対して何らかのサポートができないかというところを今後やっていく必要があるのではないかとこの提案をいただきました。

今後こういった提案を踏まえて、もちろん実際に船員を雇用される事業者の方々の中で取り組みが進められていくということを期待している一方で、国としても、引き続きこういった提案を踏まえた取り組みを進める、そういった検討を行っていきたいと考えてございます。

以上、駆け足ではございますが、説明は以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいま説明いただいた女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による提案ということでございましたが、何かございますでしょうか。久宗委員。

【久宗臨時委員】 以前勤めていました海上労働科学研究所で、今から20年前になりますけれども、女子船員の全数調査をやっておりました。名簿を各学校からいただいて、答えられる方たち600名ぐらい答えていただきました。私が担当をしまして、概略として、懂れて船員になったのですけれども、船主さんとか乗組員の方が、一緒に働くことに対して抵抗感があるとか、逆に気を使い過ぎるとかといったことで、うまくいかなかったような結果だったところが多かったような気がします。今のお話を聞いていまして、ぜひ、そのようにうまくいっているようなモデルケースをより具体的に提示することに良いことだと思いました。特に実際に現場の船員さんたちが、すごく気を使うか、逆になれなれしくなるかとか、そのようなところでいい面、悪い面があったような気がしました。ぜひこの取り組みを進めていただいて、女性の活用が進めばとても良いと思います。もし参考になれば、またその資料をご活用いただければと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。有益な情報をありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。松浦委員。

【松浦臨時委員】 その他ということで、一つ。私ども海員組合は、日本人船員の確保・育成支援の活動を行っているところでございますけれども、2012年の5月にJ-CREWプロジェクトを国際船員労務協会とともに立ち上げまして、船員職業の魅力を積極的に発信することを通じまして、外航日本人船員の確保・育成を支援する活動を行っているところでございます。その一環といたしまして、これまでアニメーションの作品を、「やっぱり海が好き」という2作品を制作いたしました。また、昨年、初の試みといたしまして、船員を目指す若者を主人公としたテレビドラマ「マジで航海してます。」の制作に参画し、先般、このドラマのDVDが完成いたしました。今年に入りまして、1月から2月に開催されました交通政策審議会の海事分科会のほうで公益委員の先生から、海事広報をもっと強力に進めるべきではないかというお話もございまして、今回そのJ-CREWプロジェクトで展開いたしております海事広報活動で今回制作いたしましたこのアニメーションの2作品と「マジで航海してます。」というテレビドラマのDVDの配付を皆様にしたいと考えまして、今回持ってきております。お帰りに先生方はぜひ持って帰っていただいて、ごらんになって、活用していただいて、今後とも船員職業の魅力発信に向けた活動にご支援とご協力をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、ぜひ我々は楽しみにさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

【馬場崎審議官】 松浦委員、DVDの件、ありがとうございます。私どもも勉強させていただきます。

私のほうからでございます。日本丸で起きました実習生の転落事故について、口頭でございますが、ご報告させていただきます。

今月4月2日に海技教育機構の練習船「日本丸」におきまして、波方の海上技術短期大学2年生の実習生が、マスト登り訓練中、甲板上の高さ約11メートルの位置から甲板に転落し、搬送先の病院で亡くなるという大変痛ましい事故が発生してしまいました。亡くなった実習生のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご家族の方、ご遺族の方に謹んで哀悼の意を表したいと思っております。私どもとしても、大変残念であると考えております。

現在、海技教育機構におきまして事故について調査中でありまして、少なくとも十分な安全対策が講じられるまでの間、帆船は日本丸とあと海王丸がありますけれども、

両船につきまして、マスト登りを伴う実習を無期限で中止する方針でございます。今後、第三者の知見も活用しつつ、安全対策を検討するなど、さまざまなことを我々としても検討していかなければならないと思っております。

なお、日本丸につきましては、これは海事思想の普及ということで、日本丸、海王丸はいろいろなところで一般公開をさせていただいたり等、行事に参加させていただいておりますけれども、日本丸につきましては、事故現場ということもございまして、もろもろ配慮いたしまして、年内の行事の参加は自粛する方向で検討しております。それから、海王丸につきましても、これは先ほど申し上げたように、マスト登りを伴う実習を無期限で中止ということでございますので、当面、いわゆるセイルドリルや登しょう礼を行わずに行事に参加する方向で検討しているというところでございます。

私からは以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。大変痛ましい事故でしたが、二度とこのようなことがないように、関係者一同を含めて、努めてまいりたいと私も思います。ありがとうございます。

それでは、本日は第100回の船員部会の開催でございますので、事務局から、これまでの船員部会の概要を資料として用意していただきましたので、ちょっとご説明をお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、お手元、A4の横置き資料でございます。タイトルとして「第1回～第99回の船員部会の概要」という両面刷りの資料、1枚紙でございます。こちらでございますが、船員部会につきましては、平成20年（2008年）10月に第1回の船員部会を開催しております。以降、こちらの表にございますとおり、平成20年度から29年度まで、こちらにごらんとおりの回数を各年度重ね、平成29年度末までに99回を実施し、今回100回、船員部会の開催に至っているところでございます。

その下、船員部会の歴代部会長でございますが、第1回から第4回までは杉山先生、第5回から第21回までは小杉先生、第22回から第62回までは落合先生、そして平成27年3月の第63回以降現在まで野川先生にご就任いただいているところでございます。

また、その下でございますとおり、部会長代理につきましては、第1回から第4回までは山村先生、そして平成21年3月の第5回以降現在までは竹内先生に部会長代理をお務めいただいているところでございます。

裏面でございます。延べ出席委員数及び答申件数でございますが、第1回以降第99回まで延べ出席委員1,334人の委員の皆様にご出席いただいております。そして、答申件数につきましては、140件を重ねているところでございます。

その下、主な議題でございます。こちらに掲げておりますような主な議題についてご審議をいただいているところでございます。平成21年度には緊急雇用対策、そして平成22年度以降につきましては、ILOの海事労働条約、現在の海上労働条約でございますが、こちらの国内法制化勉強会を皮切りに、対応する船員法の一部改正の諮問答申を経て、条約の日本批准、そしてまた関係する政省令や、また28年度には改正MLC対応の船員法の一部改正についてもご審議をいただいたところでございます。

以上、概要につきましてご紹介させていただきました。事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほんとうは、せっかくの第100回ですので、少し華やいだパフォーマンスでもあればよろしかったところですが、そういうことはないので、せっかくの第100回でございますので、不粋ではございますが、私から一言皆様にご挨拶を申し上げたいと思います。

私は、これで見ますと、63回から100回に至るまで部会長を務めさせていただきましたが、顧みますと、私がまだ学生であった四十数年前、船員は29万人おりました。そのうち5万5,000人が外航船員ということで、大変なさま変わりです。当時は、運輸省の海運総局に船員局がありまして、つまり船員行政は局の規模であったといった状況から、いわゆる緊急雇用対策等を経て、非常な国内外の情勢の変化に伴いまして、船員をめぐる環境も大変大きな変遷をしております。

私がこの船員行政にこうした審議会等の委員などの形でかかわるようになってからも二十数年たちますが、最初のころは、運輸省海上技術安全局船員部という部局がございまして、この船員部に労政課、労働基準課、船舶職員課、教育課と4つの課がございました。船員部全体でこの霞が関だけで担当職員が100人を超えておりました。だから、いかに大きな、また重要な位置を与えられていたかということを思い起こします。

また、ご案内のとおり、運輸省には、また国土交通省になってからもしばらく、船員労働委員会制度というのがございまして、一般の労働委員会とは別に、運輸省、国土交通省に船員のためだけの労働委員会があって、その職務をこなしていたわけでございますが、これも2008年、陸の一般の労働委員会に吸収されまして、そのときから、そこで行われていた業務のうちの労使関係に関する、労使関係の調整や不当労働行為審査にかかわる

ものを除いて、この船員部会という審議会の部会に移ったと、このような経緯をたどっております。

このように、船員の数は非常に減少いたしましたし、また船員行政も縮小されてはおりますが、しかし船員をめぐる課題、あるいは船員政策の重要性というのは決して小さくはならず、ますます重要なものと考えております。ご案内のとおり、日本は四方を海に囲まれておまして、特に大きな主要な資源もなく、海を通じて世界とつながり、また豊かさを享受しているという国でございますので、そのかなめである船員という立場にある皆さんの労働条件等を確保し、また円滑で生産的な労使関係を維持しながらこの運輸行政一般も発展していくと考えておりますので、今後ともぜひ皆さんには積極的なご協力をお願いしたいと存じます。

この船員部会は、このように、公益委員、それから労働側委員、使用者側委員と3者構成になっております。働く人のさまざまな労働条件や労使関係等について、働く側、それから雇う側、そして中立の公益委員が話し合っ物事を決めていくというのは、ILO設立以来の国際的な標準的な物事の決め方でございます。近年では、これに対して一定の懸念も表されております。要するに、いろいろな話し合いをし、当事者の利害調整をしている間に時間がたってしまう、もっと効率的にトップダウンで決めればいけないかという意見もないわけではない。しかし、どうしてこの3者構成が今まで維持されているかというのは、ILOができてから90年たちますが、やはり極めて大きな普遍性がある、そしてそれは大変大きな成果を上げているということだろうと思えます。ですので、今後とも、労使の委員の皆様あるいは公益委員の皆様がそれぞれのお立場から有益なご意見を出していただいて、この船員部会もますますこれから重要な役割を果たし続けていきたいと存じます。100回を過ぎ、また101回、すなわち次回から、新しい一歩として、皆さんとともに進んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

せっかくですので、ここにご臨席の委員の皆様からも、何か100回を迎えての感慨等ございましたら、あるいは今後についての抱負等ございましたら、いかがでしょうか。

ちょっと部会長がしゃべり過ぎてしまったかな。よろしいでしょうか。

それでは、101回以降もぜひよろしく願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させて

いただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして交通政策審議会海事分科会第100回船員部会を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —